

支援費制度関係 Q & A 集

支援費制度に関し、都道府県等から寄せられた質問とそれらに対する現時点での考え方をまとめたものです。

平成 1 5 年 1 月

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
企画課支援費制度施行準備室

目 次

1	市町村事務に関すること（問 1 ～ 4 9 ）	
(1)	援護の実施者について	1
(2)	支援費の支給申請について	1
(3)	支給量について	3
(4)	障害程度区分について	4
(5)	受給者証について	4
(6)	支給量管理について	7
(7)	支援費の請求について	7
(8)	支援費の支払について	7
(9)	償還払い方式について	8
(10)	経過措置該当者に係る手続きについて	8
(11)	その他	1 0
2	支給決定に関すること（問 5 0 ～ 6 3 ）	
(1)	支給決定の区分	1 6
(2)	勘案事項	1 7
(3)	支給決定手続	1 9
(4)	支給期間	2 0
(5)	支給量	2 0
3	事業者・施設指定基準に関すること（問 6 4 ～ 1 1 0 ）	
(1)	居宅介護について	2 1
(2)	デイサービスについて	2 6
(3)	短期入所について	2 9
(4)	知的障害者地域生活援助について	3 1
(5)	施設について	3 1
(6)	その他	3 3
4	利用者負担に関すること（問 1 1 1 ～ 1 2 1 ）...	3 6

1 市町村事務に関すること

(1) 援護の実施者について

(問1) 支援費制度事務処理要領P374の2の(2)4行目の「現在地」とはどのような意味なのか。

「現在地」とは、その者が措置されたときの現在地を指す。

(問2) 居所不明として、児童福祉施設や知的障害者援護施設からグループホームに入居した者は、

- ・ 措置された時の現在地が明らかな場合はその市町村、
- ・ 明らかでない場合は入所していた施設所在地なのか、あるいは現在入居しているグループホーム所在地になるのか。

児童福祉施設や知的障害者援護施設に措置されたときの現在地が明らかな場合はその市町村、措置されたときの現在地が明らかでない場合は、グループホーム入居前に入所した施設の所在地の市町村が、援護の実施者となる。

(2) 支援費の支給申請について

(問3) 代理人が申請を行っている場合、「支給量変更決定通知書」及び「障害程度区分変更決定通知書」の宛先については、代理人あてに通知することとされているが、「支給決定・利用者負担額決定通知書」及び「不支給決定通知書」等についても、同様に扱うこととしてよいのか。

お見込みのとおり。

(問4) 支援費の支給申請がされ、それに対する支給決定が保留状態にある場合、当該状態にしていることを何らかの文書で通知すべきではないか。通知すべき場合、その様式は示されるのか。

平成14年4月Q&A問21にもあるとおり、申請を受理したまま引き続き入所調整を継続する間、市町村は、申請者に対し、入所調整等の進行状況及び支給

決定の時期の見通しを示すよう努めなければならない。文書による通知の要否等については、個々の状況に応じ各市町村が判断されたい。

(問5) 成年後見制度を利用するために、親族のいない施設入所者について、市町村長が当該制度の利用に係る申立てを行う場合、申立てを行う市町村長は「当該利用者の援護の実施者である市町村長」であると理解してよいのか。

その場合、申立先となる家庭裁判所は、施設所在地を管轄する家庭裁判所か。

問のような状況において成年後見制度を利用するための申立てを行う場合、その主体には、本人の状況を最も把握していることが必要であると考えられることから、当該援護の実施者である市町村長が申立てを行うことが妥当であると考えられる。

なお、申立先となる家庭裁判所は、施設所在地を管轄する家庭裁判所となる。

(問6) 施設訓練等支援費の申請書の申請者欄の居住地について、援護の実施者を決定する上で判断基準となる居住地等を記入するよう事務処理要領に記載されているが、施設入所者で出身世帯が消滅している者は、施設入所前の実態のない居住地を記入することとなるのか。それとも、連絡先として現に入所している施設を居住地として記載すればよいのか。

また、同様の場合、受給者証の受給者の居住地欄にはどのように記載するのか。

申請書の申請者欄の居住地については施設入所前の居住地を記入するとともに、必要があれば、連絡先として現に入所している施設の所在地を併せて記載する。

また、受給者証に記載する居住地についても同じ取扱いとする。

(問7) 来春養護学校高等部を卒業予定の18歳未満の知的障害をもつ生徒から、平成15年4月から知的障害者施設を利用したい旨の申し出があったが、申請者は誰(本人、保護者)になるのか。

利用開始時（支給期間の始期）において18歳以上になっている場合には、申請時に18歳未満であっても、本人が申請者となる。

（問8）施行前準備期間中に支給決定された者が状況の変化等により支給量又は障害程度区分の変更を希望する場合は、「支給期間内」ではないため、変更の申請ではなく、あらためて支給申請を受け付け、支給決定すべきと解するがいかがか。

また、支給決定通知書に記載する支給決定日は市町村が支給決定し通知した日なのか施行日なのかについて、ご教示いただきたい。

支給決定された者が状況の変化等により支給量又は障害程度区分の変更を希望する場合、通常の場合は、変更申請をすることとなるが、改めて支給申請することと整理する。なお、この場合、後の支給決定が優先されることとする。

また、この場合、支給決定通知書に記載する支給決定日は、市町村が支給決定した日となる。

（3）支給量について

（問9）申請または職権により、月途中の支給量変更を行う場合の支給決定における変更後の支給量の適用月について、

- ・ 支給量が減る場合は、支給量変更の決定日の属する月の翌月分から（当該決定日が月の初日である場合は、当該月から）
- ・ 支給量が増える場合は、支給量変更の決定日の属する月分からとして、差し支えないか。

お見込みのとおり。

（問10）短期入所の支給量管理において、事業者による請求前に居宅生活支援費支給管理台帳で管理するサービス提供実績を、どのような方法で把握すればよいのか。

事前に把握する必要があるなければ、請求内容と当該台帳との突合での確認は、請求時に記載されたサービス提供実績と当該台帳に記載された決定支給量との突合による確認ということでよいのか。

短期入所の利用実績については、支給決定量の上限に達した場合、その達した

際にサービスを提供している事業者が、居宅受給者証の短期入所実績記入欄におけるサービス提供月の利用実績部分を複写し、これを請求書類に添付して、市町村に提出することとしている。よって、請求を受けた市町村が、短期入所実績記入欄の実績とサービス提供実績記録票を支給管理台帳と突合させることにより、サービス提供実績を確認することとなる。

(問 1 1) 月途中の転出入の場合、転出市町村で利用した支給量と転入市町村で利用できる支給量は別々のものとみるべきなのか。

(例) 転出市町村で支給量を使い切った利用者が転入してきた場合、転入市町村で新たに障害状況等に見合った支給量を決定し、転入市町村において、そのすべての支給量を利用することができるのか。

支給決定が別々の行政行為としてなされる以上、支給量についても別々のものとなる。なお、例の場合、転入時に行う支給決定において、転入した月の支給量については、残りの日数を考慮した支給量を決定することも考えられる。

(4) 障害程度区分について

(問 1 2) 障害程度区分を月の途中で変更した場合、変更後の障害程度区分を適用するのは翌月の初日からか、当該月の初日からか。

障害程度区分が軽くなる場合は、障害程度区分変更の決定日の属する月の翌月の初日から(当該決定日が月の初日である場合は、当該月から)、障害程度区分が重くなる場合は、障害程度区分変更の決定日の属する月から適用する。

(5) 受給者証について

(問 1 3) 受給者証には市町村の名称、住所等を記入することとされており、同欄に押印する印は「市町村長印」とされているが、市町村の判断により、「市町村印」としても差し支えないか。

受給者証に押印する印は、各市町村で定める公印規定等に基づき、市町村の判断により「市町村印」としても差し支えない。

(問14) 転出・転入に際して、転出日と受給者証の取消日は、一致しなければならないのか。また、受給者証の交付日や支給期間の開始日は、転入日以後でなければならないのか。

利用者のサービス提供に支障のない範囲において、転出日の前に取消を行うことは可能である。また、受給者証の交付日や支給期間の開始日は転入日以後でなければならないが、利用者の実情を踏まえて転出元及び転入先市町村で連携を取らねたい。

(問15) 居宅支給決定障害者が他の居宅支援の支給申請を行い、支給決定を受けた場合、受給者証を回収して新規に交付することも可能とのことであるが、その場合、事業者記入欄の既記入事項の取扱いについて、利用者が契約先事業者に依頼して、あらためて記入・押印してもらおう。

契約内容報告書等の情報を市町村があらかじめ記入しておき、事業者に再度押印してもらおう。

契約内容報告書等の情報を市町村が記入し、市町村の照合済もしくは承認済の証しとして、市町村の印を押印する。

等の取扱いが考えられるが、支給量管理を的確に行うとともに、利用者や事業者の事務量を軽減する観点から、の取扱いは望ましいと考えられるが、如何。

お見込みのとおり。

(問16) 経過措置該当者に対する受給者証の交付については、受給者証の特記事項欄に経過措置該当者であることを記載するものとされているが、旧重度加算対象者であり、A単価適用者であることも含めて記載するのか。

特記事項欄に経過措置該当者である旨を記載するとともに、旧重度加算対象者である旨を記載することとする。

(問17) 6 / 14 課長会議資料 P 25 支給量変更に係る 「変更年月日」欄への記載内容については、「支給量変更の効力発生日を記載する。」とある。

また、同資料 P 86 の「5 転入市町村における支給決定(転出・転入市町村間の連絡調整)」に関して、「サービスの継続性の確保が必要な場合は、転出市町村の担当者と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し・・・以下略」とある。

初回申請時においてもサービスの必要性を勘案し、支給期間の始期を申請日とすることは可能と考えるがいかがか。

また、旧措置入所者についても、同様の取扱いも可能と考えるがいかがか。

施行準備期間中の支給決定を除き、支給期間の始期は支給決定日となる。

(問18) 支援費の加算や短期入所の単価区分のための受給者証へ「ALS」「重心」等の表示をするよう示されたが、関係者から「ALS」や「重心」といった表現は如何なものかとの意見や、「ALS」はALSの類縁疾患も含んでおり「ALS」でよいのかという質問があった。他の表示を検討してもよいか。

加算の内容や単価区分がわかるような書き方であれば他の表示を用いることも可能である。

(問19) 受給者証、居宅支援サービス利用者負担額管理表に押印する事業者確認印は、会社印等事業者としての印である必要があるのか、担当者等の個人印でよいか。

受給者証に押印する「事業者確認印」は事業者名を特定することができる印とする。また、利用者負担額管理表に押印する印は担当者等の個人印で差し支えない。

(6) 支給量管理について

(問 2 0) デイサービスの送迎加算の回数については決定しないとあるが、送迎加算自体を決定するのか。また、決定通知には送迎加算あり等何らかの表示をするのか。なお、その際、支給量管理はどのようにするのか。

送迎加算自体の決定は行わないので、支給量の管理をする必要はない。

(問 2 1) A と B の事業者から同様に居宅サービスを受けている者については、当該者にかかる決定支給量を超えなければ、A の事業所に係る契約支給量を超えても支援費の支払が可能であるか、また、可能であるとすれば、契約自体の効力との関連性をいかにとらえればよいか。(H 1 4 . 8 月 Q & A の P 8 問 2 6 との関係)

契約内容を変更した場合には、事業者が速やかに援護の実施者に対して報告する必要がある。H 1 4 . 8 月 Q & A の P 8 問 2 6 において、市町村が A B 両事業者に請求通り支払う場合についても、契約内容の変更の報告が前提となる。

(7) 支援費の請求について

(問 2 2) 特例居宅生活支援費の代理受領を行う場合、基準該当居宅支援事業者は、様式第 2 2 号を用いて、支援費の請求を行ってもよいか。

様式第 2 2 号を用いて支援費の請求を行っても差し支えない。

(8) 支援費の支払について

(問 2 3) 市町村は支援費を事業者又は施設に支払うとき、事業者又は施設に対して支援費支給額を必ず通知する必要があるのか。実際のお金の振込で代えることはできないのか。また、様式を示す予定はあるのか。

事業者又は施設は、市町村から支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る支援費の額を通知しなければならないことから、市町村から事業者又は施設に対して支援費支給額を適宜通知することが望ましい。

しかし、市町村においては、請求が適正であることについて審査の上、支援費を支出していると考えられることから、事業者又は施設は、支援費の振込をもって支援費支給額を確認できる。よって、支払を受けた事業者及び施設において、利用者への支援費支給額の通知にあたり支障がなければ、支援費の振込をもって通知に代えることは差し支えないこととする。

(9) 償還払い方式について

- (問 2 4) 償還払いの請求の取扱いについて、様式第 2 2 号のうち、
- ・ 事業者番号を受給者証番号とし、
 - ・ 請求事業者欄を請求者欄に対応させて利用してよいか。
- また、償還払いの支払期限については、事業者への代理受領の場合と同じく、
- ・ 施設支援の場合は、サービス提供月翌月末まで
 - ・ 居宅支援の場合は、サービス提供月翌々月末まで
- とするのか。それとも、要領 P 8 3 の特定居宅生活支援費のように、原則として、請求のあった月内に利用者に支払うこととなるのか。

償還払いの請求書については、様式第 2 2 号の請求書をもとに作成して差し支えない。

また、償還払いの支払については、市町村の判断により速やかに支払われたい。

(1 0) 経過措置該当者に係る手続きについて

- (問 2 5) 経過措置該当者には、制度施行前の平成 1 5 年 3 月 3 1 日までに受給者証を交付することになっているが、受給者証の交付に当たって利用者からの支援費の支給申請がないにも関わらず、支援費額、利用者負担額等を決定する必要がある。その際、具体的にどのような事務処理によって行うことになるのか。受給者証の交付時点で記載できない部分の取扱いはどうするのか。記載事項を省略できる場合、どの部分についての省略が可能か。

経過措置該当者に対する受給者証の取扱いについては、平成 1 4 年 9 月 1 2 日支援費制度担当課長会議資料 P 9 5 のとおりであるが、受給者証に記載する事項は次のとおりとする。

- ・ 受給者証番号

- ・ 居住地
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 施設支給決定に係る扶養義務者の住所、氏名
- ・ 交付年月日
- ・ 支給市町村名及び印
- ・ 施設支援の種類及び内容
- ・ 利用者負担額

(問26) 経過措置該当者に対して交付する受給者証に記載する支給期間は、平成15年4月1日から1年間とし、経過措置期間中に支給決定を受けた場合の支給期間は、平成16年4月1日から3年と考えてよいか。

経過措置期間中に支給決定を行う場合の支給期間は、平成16年4月1日からではなく、支給決定を行った日を始期として3年の範囲内で決定することができる。

(問27) 施行日前に行われる準備支給決定について、市町村が利用者ごとに定める支給期間の上限を18ヶ月としているが、その支給期間の始期は、制度施行日である平成15年4月1日以降なのか、準備支給決定を実際に行った日なのか。

準備期間中の支給決定の場合、支給期間の始期は平成15年4月1日となる。

(問28) 居宅サービスと施設通所サービスを両方利用している場合、居宅生活支援費の支給申請と同時に、施設訓練等支援費の支給申請をも行い、平成14年度中に居宅生活支援費だけではなく、施設訓練等支援費の支給決定を行うこととしてもよいのか。

施行日前に施設訓練等支援費の支給決定を行うことは差し支えない。

なお、平成14年11月27日付障発第1127003号の通知の趣旨を考慮の上、取り扱われたい。

(問 29) 経過措置該当者が他の同種施設への入所を希望している場合、新たに支援費の支給申請が必要となるのか。

経過措置該当者が他の同種施設への入所を希望している場合には支援費支給申請が必要である。

(問 30) 現在措置されている施設以外への入所及び通所を希望する者及び現在施設へ措置されていて今後居宅サービスの利用を希望する者については、経過措置規定は適用されず、平成 15 年 4 月 1 日から利用できるようにするためには、平成 14 度中に支援費の支給決定事務を行うことが必要と考えるが、如何。

お見込みのとおり。

(問 31) 既存の知的障害者授産施設(通所)が、平成 15 年 4 月 1 日付けで新たに分場を設置し、同日付けで、それまで本体施設に在籍していた旧措置者を分場に振り分けた場合、その取扱いはどのようになるのか。

支援費の支給申請を行う必要はない。

(11) その他

(問 32) 市町村における支給決定事務を福祉事務所長に委任することについて、児童福祉法第 32 条第 2 項に根拠規定があるが、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法にはこうした規定が見当たらない。

これは、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく事務委任ができないということなのか。できない場合、市町村において事務委任規則等で定めればできるのか。

地方自治法第 153 条第 2 項により、事務委任することは可能である。

(問33) サービス提供実績記録票の利用者確認について、申請を「代行者」や「代理人」が行っている場合には、誰が自署又は押印を行うのか。

利用者本人が行う。ただし、本人が自署又は押印することが困難な場合においては、家族等本人が信頼できる者が確認行為を代行する等の方法が考えられる。

(問34) 居宅介護、デイサービス以外の居宅生活支援及び施設訓練等支援に係る契約情報(開始・解除、入所・退所)の市町村への報告は、どのように行うのか。

短期入所については、サービス提供前に契約内容を確定し、市町村へ報告することには馴染まない。サービス提供後、受給者証の事業者記入欄にその実績を記載することにより、利用状況を把握し、支給量に達した時点で事業者から市町村へ報告が行われることとなる。

また、グループホーム及び施設に係る契約情報については、文書により市町村に報告することが望ましい。

(問35) 施設入所者が入院した場合、入院による利用者負担額の日割り計算が行われるとすると、その日割りの状況が、支援費の請求時にしか把握できず、支給管理台帳との突合においては、明らかに食い違うこととなる。それを防ぐため、支援費の請求時までには契約内容報告のような「入院の報告」を行うことが必要ではないか。

施設入所者が入退院した場合、文書により施設から市町村に報告することが望ましい。

(問36) 市町村外へ転出した受給者に対しては、転出市町村が職権で支給決定の取消しを行うこととなるのか。

お見込みのとおり。

(問37) 特例居宅生活支援費支給決定通知書(様式第8号)に、「不支給・減額支給の理由」欄があるが、減額して支給決定を行う場合として、どのようなものを想定しているのか。

申請内容に過誤がある場合、決定支給量を超えた特例居宅生活支援費の申請があった場合などが想定される。

(問38) 施設訓練等支援費支給決定と利用者負担額決定通知書が同一の様式とされているが、毎年の利用者負担の定期更新については、支給決定が既に行われていることから、利用者負担額の欄のみを記入して通知するのか。

様式第2号を参考として、これを変更することなどにより通知して差し支えない。

(問39) 市区町村番号について、政令指定都市においては、「市」のコードと「行政区」のコードを有している。どちらを使用しても差し支えないか。

市町村の判断により、どちらを使用しても差し支えない。

(問40) 援護の実施機関が福祉事務所となっている場合、総務省コードのみでは実施機関が特定できず、支援費の請求先が特定できなくなるため、福祉事務所コード(1桁)を持つ必要があると考えるが如何。

市町村の判断により、福祉事務所コードを設定しても差し支えない。

(問41) モジュラス10の計算方法は、どのバージョンなのか。
モジュラス10ウェイト2・1分割(M10W21)
モジュラス10ウェイト2・1
モジュラス10ウェイト3・1(M10W31)
計算式を示して欲しい。

モジュラス10ウェイト2・1分割(M10W21)である。

(問42) 支給決定の取消理由として、「支援費の支給の必要性がなくなったと認めるとき」とあるが、それには、支給決定を受けた者が死亡したことを確認できた場合や支給期間が満了した場合も含まれるのか。また、この取消通知は、職権により行われるものと解してよいか。

支給決定を受けた者が死亡した場合は、支給決定を取り消すこととなるが、支給期間が満了した場合は、支給決定を取り消す必要はない。

なお、取消は、職権により行うものである。

(問43) 基準該当居宅支援事業者については、各市町村で指定・登録をすることとなるが、この場合、都道府県への報告は必要ないのか。

市町村から都道府県へ報告することにより、都道府県において、基準該当事業者に係る情報を提供できる体制を整えることが望ましい。

(問44) 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第27条において、受給の手続き等を施行日以前においても行うことができるとされているが、その授権の範囲と効力について伺う。

事業者指定について

「指定その他の行為」として、公示、検査、指定の取消しができるかと解してよいか。

支給決定に係る異議申立てについて

支給決定の効力が発生するのは施行日であるが、決定に不服がある者は、施行日前であっても異議申立てが可能であると考ええる。この場合の異議申立期間は、通知を受け取った日の翌日から起算して60日間なのか、それとも支給決定の効力が発生するのが平成15年4月1日であることから、施行日の翌日から60日間なのか。

契約締結の報告について

平成14年度第4四半期から受給者証が交付され、契約が締結されることとなるが、施行日前であっても、指定事業者・施設は契約内容報告書を市町村に通知することとなるのか。

お見込みのとおり

施行日前に支給決定を受けた者が不服申立を行う場合の申立期間については、支給決定の効力が発生するのが施行日であることから、平成15年4月1日の翌日の60日後となるものと考えられる。

お見込みのとおり。

(問45) 支援費の額については、市町村がそれぞれ定め、各指定施設・事業者が地域ごとに率を乗じることとなっている。

指定施設・事業者としては、各市町村の支援費の額を知る必要があり、市町村は、各指定施設・事業者の級地区分を調べる必要がある。支援費の額の伝達方法について、全国統一となるよう通知等を出す予定はあるか。

市町村から指定施設・事業者への支援費額の伝達方法については、受給者証交付時に、受給者に対して、支援費基準及び利用者負担基準を記載した文書を添付することとし、受給者は、サービス提供を受ける際に、指定施設・事業者に提示することとする。

また、級地区分については、支援費請求の際に、明細書に指定施設・事業所の級地区分を記載することで検討している。

(問46)市町村が事業所を営んでいる場合、請求、支払行為は不要なため、利用者負担の徴収を行い、確定した支援費の代理受領額を通知することでよいか。

お見込みのとおり。

(問47)旧措置入所者について、利用者負担額の通知は必要ないか。

旧措置入所者についても、既存の資料等に基づき、支援費における利用者負担基準により利用者負担額を決定することから、旧措置入所者に対して、利用者負担額の通知をする必要がある。

(問48)指定施設にみなし単価適用の通知は必要か。

必要ない。

(問49)今年度中に行う準備支給決定については、支援費支給決定より利用者負担額の決定が遅れることが想定されるため、今年度中の決定通知書については、参考様式の内容を踏まえ、支給決定通知書と利用者負担額決定通知書の2様式にわけて定めてもよいか。

決定通知書は、参考様式であり、市町村の判断により、修正し使用して差し支えない。

2 支給決定に関すること

(1) 支給決定の区分

(問 5 0) 身体障害者デイサービスについて、支給決定の段階で (創作的活動のみではない場合) か、 (創作的活動のみの場合) かは決めないで、支給決定して差し支えないか。

支給決定の段階で、利用者の意向等の勘案事項を勘案し、Ⅰ、 を決め、 の場合は入浴、給食について回数を決定することを想定している。なお、「 日 / 月 (入浴 回、給食 回)、 日 / 月 」というように、 及び の両者について、それぞれ決定することもあり得る。

(問 5 1) デイサービスと宿泊を伴う短期入所の場合の送迎について、支給決定の際に回数を決定しないとのことだが、送迎加算が算定されるかどうかも決定しないのか。

算定されるかどうかも決定しない場合、支給量管理はどのように行うのか。

支給決定の際、送迎加算が算定されるかどうかを決定する必要は必ずしもなく、基本的には、利用者と事業者の合意により送迎サービスの利用が行われ、支援費の算定が行われることとなる。

支給量管理は、サービス提供実績記録票による実績の管理を行うこととなる。

(問 5 2) 遷延性意識障害児 (者) や重症心身障害児 (者) が、医療機関以外の施設で短期入所を利用する場合の支給決定の取扱い如何。(遷延性・区分 1) 等と決定することによいか。

遷延性意識障害児 (者) や重症心身障害児 (者) が、医療機関以外の施設で短期入所を利用する場合も想定されるときは、お見込みのとおり、障害の程度による単価の区分の決定も併せて行われたい。

(問53) 重複障害を有する児童が短期入所を利用する際、障害の程度による単価の区分の基準は、身体障害児のものか知的障害児のものどちらを当てはめるべきか。

身体障害と知的障害のどちらが主な障害であるか等、勘案事項を総合的に勘案し、必要に応じ児童相談所の意見を求め、どちらの区分の基準を当てはめるかを市町村において判断されたい。

(2) 勘案事項

(問54) 内部障害者更生施設については、手帳を所持していない結核回復者の利用は従来どおりと考えてよいか。

従来の取扱い(「身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について(昭和42年8月1日社更発第244号社会局長通知)」の第6の3)と同様として差し支えない。

(参考) 身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について(昭和42年8月1日社更発第244号社会局長通知)(抄)

第6の3 内部障害者更生施設は、身体障害者福祉法の施設として身体障害者福祉法にいう身体障害者を入所させることは勿論であるが、従来、結核回復者後保護施設又は生活保護法による更生施設として運営されていたものであることにかんがみ、さしあたり、従来の結核回復者後保護施設の入所資格を有する者についても、入所の措置をとって差し支えないこと。

(問55) 平成14年9月6日付の事務連絡のQ&A問2の回答において、児童の移動介護の対象者について、「保護者が付き添うことができない場合」と記載されているが、具体的にはどんな場合か。

典型的には、疾病、出産、事故、災害等が想定されるが、個別の実情もあることから、保護者が付き添うことができない場合の理由について特に限定は設けないこととしている。

(問56) 支援費制度担当課長会議資料(平成14年9月12日)P177の及びの結果、同時に支給決定を受けている状態となりうるサービスはどれか。また、新たに、施設入所者が休日等に帰宅した際、居宅サービスの支給決定を受け、居宅サービスを利用することは可能とならないのか。

以下のとおり。

在宅生活者：居宅介護、デイサービス、短期入所、通所による施設利用

知的障害者地域生活援助の入居者：居宅介護、デイサービス、通所による施設利用

知的障害者通勤寮の入所者：通所による授産施設利用

ただし、知的障害者地域生活援助の入居者については、標記の会議資料に記載したとおり、バックアップ施設等の支援体制等があるため、基本的には短期入所の支給決定を受けられないが、当該支援体制等によっても適切なサービス利用が困難である場合等の特別な場合は、短期入所の支給決定を行って差し支えない。

なお、施設入所者は、

標記の会議資料に記載したとおり、施設が入所者に対し、二十四時間を通じて支援を行うものであること

居宅サービス利用を可能とした場合の帰宅中の施設訓練等支援費の取扱いをどうするかという問題があること

等から、従来と同様、居宅生活支援費の支給決定は受けられないものである。

(問57) 聴き取り票の様式は、平成14年10月11日公布の告示の通りでなければならないか。

聴き取り票の様式を告示として定めている趣旨は、省令で定められた各チェック項目について、3つの選択肢を設け、これに2点、1点、0点の点数をつけることを基準として定めることであるため、このような趣旨に反しない範囲内において、様式のレイアウト変更等を行うことは差し支えない。

(問58) 重複障害者の申請、支給決定はどのように取扱えばよいか。身体障害、知的障害両方の支給決定を行って差し支えないか。

どのような申請を行うかについては、市町村等において適切な情報提供、相談支援が行われることが期待されるが、最終的には当該障害者の判断によることとなる。また、市町村の支給決定は、勘案事項を適切に勘案して市町村の判断により行うこととなる。

したがって、設問の場合、身体障害、知的障害両方の支給決定を行うことは差し支えない。例えば、知的障害者デイサービスが足りない地域において、知的障害者地域生活援助とデイサービスを利用したいとの希望を持つ重複障害者が、知的障害者地域生活援助と身体障害者デイサービスの申請をし、市町村も、利用意向の具体的内容、サービスの提供体制の整備の状況等を勘案して、両サービスの支給決定を行うことはあり得るものと考えている。

(3) 支給決定手続

(問59) 移動の介護(ガイドヘルパーの派遣)等について、支給量を超えてのサービス利用が緊急に必要なとなった場合、どうすればよいか。

支給量を超えたサービスの利用が必要と見込まれる場合は、支給量変更の申請を行い、市町村はこれに迅速に対応することが求められる。また、市町村が職権による支給量の変更を行うことも想定される。さらに、これらの場合に、緊急の事情が生じた当該月のみの支給量を変更するといった、特定の月に限定した支給量の設定も考えられるところであり、いずれの場合も、必要であると判断されるサービス利用に支障のないような事務処理が行われることが重要である。

なお、以上の場合、市町村は、居宅受給者証の提出を受け、その記載内容を見直して返還することとなるが、そのような時間がないときは、市町村がサービス提供事業者と利用者間の調整を行うことで、支給量管理、審査支払いに支障のないようにした上で、事後的に居宅受給者証の記載を見直すといった方法も考えられる。

(問60) 知的障害者グループホームの入居者が、3か月以上の入院が必要となった場合又は入院期間が3か月以上となった場合は、支給決定を取り消すこととなるのか。

施設と同様、原則支給決定を取り消すこととするとともに、近日中に退院が見込まれる場合等、支給決定の取消が適当でないと考えられる場合は、支給決定を取り消さないこととする。

(問61) 遠方の施設に入所している者の支給決定に係る聴き取りを、他の市町村に委託することは可能か。

地方自治法第252条の14に基づく事務の委託は可能である。この場合、市町村間で十分に連携を図ること、対象となる申請者の理解を得るように努めることが望ましい。

(参考) 地方自治法

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2・3 (略)

(4) 支給期間

(問62) 施設支援の場合、支給期間は3年以内とされているが、現在の身体障害者更生施設や知的障害者通勤寮等の入所期間を定めた通知を改正する予定はあるのか。

支援費制度への移行に伴い、現行の施設の入所期間についての記述は削除することとしている。

(5) 支給量

(問63) 短期入所について、現行の「保護の期間は原則として7日以内」との取扱いはどうなるのか。

現行の、1回当たりの入所期間は連続して「7日以内」(ただし、やむを得ないものと認める場合は延長が可能)との取扱いは、支給量決定の際の参考になるものと考えている。

3 事業者・施設指定基準について

(1) 居宅介護について

(問64) 全身性障害者に係る日常生活支援の研修課程が設けられることとされたが、研修課程はいつ示されるのか。また、日常生活支援の業務に従事できる者の範囲については、どうなるのか。

日常生活支援の研修課程については、従来の1～3級の研修課程とは別に新たに設けることとして現在検討しており、この中には、全身性障害者に係る移動の介護(ガイドヘルプ)に関する研修内容も含める方向で検討している。(※従来の移動の介護の課程も存続予定)

なお、当該業務に従事できる者の範囲については、当該研修を受講した者のほか、居宅介護従業者(ホームヘルパー)として身体介護・家事援助の業務に従事できる者も含まれると考えている。

(問65) 知的障害者のガイドヘルプに係る研修課程はないが、今後設けられる予定はあるか。

知的障害者に係るガイドヘルプの研修課程については、従来の1～3級の研修課程とは別に新たに設けることとして現在検討している。

(問66) 移動の介護について、

ア 営業時間中に利用者宅を出発し、営業時間中に帰宅できる範囲の目的地の場合には、他に理由がない場合は、提供を拒んではならないと考えてよいか。

イ 営業時間を超えて支援費対象サービスを提供した場合は、営業時間を超えることを理由とした特別の料金を利用者から徴収することは認められないと考えてよいか。

ア お見込みのとおり

イ 事業者は、市町村長が決定した利用者負担額を受領するものであり、営業時間を超えて支援費対象サービスを提供する場合であっても、サービス提供時間帯に応じた支援費基準で対応されたい。

(問67) 移動の介護を利用する際、事業者の通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるが、次の場合にはそれぞれどのような扱いとなるか。

ア 事業所から出発地(居宅)まで従業者が出向くことに要する交通費の負担

イ 出発地から目的地までの移動の介護に要する交通費

ア 通常の事業の実施地域内であれば、従業者が出向く費用については事業者が負担することとなるが、通常の事業の実施地域外まで出向く場合には、実施地域を超えた部分の従業者の交通費について、利用者に負担を求めることができる。

イ 出発地から目的地までの移動の介護に要する交通費は、通常の事業の実施地域を問わず、従業者、利用者分ともに利用者が負担することとなる。

(問68) ひとつの居宅介護事業所で、身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援全てのサービスを提供する事業所について、

ア 従業者の員数が常勤換算方法で合計2.5あればよく、個々に2.5人は要しないとして考えてよいか。

イ サービス提供責任者については、別々の資格要件が定められているが、それぞれのサービスごとのサービス提供責任者が必要となるのか。

ア 居宅介護従業者としての要件を満たす者が常勤換算方法で2.5人以上いれば良い。

イ サービス提供責任者については、事業所の規模に応じて一定数以上配置することとなり、それぞれに分ける必要はない。

(問69) 身体障害者(視覚、全身性)に対する移動介護に従事することができるのは、各区分(視覚、全身性)ごとのガイドヘルパー養成研修を修了した者について、当該区分に係る身体障害者に対する移動介護に限定されるのか。

おみこみのとおり。なお、移動の介護の経験者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書を交付した者や、新たに設ける予定の日常生活支援に係る研修課程の修了者については、全身性障害者に係る移動の介護の提供に従事することもできるものと考えている。

(問70) 指定居宅介護事業者が、支給量を超えて、利用者と契約し上乗せサービスを提供することは差し支えないか。

利用者と契約し上乗せサービスを提供する場合には、

- イ 支給決定障害者の利用に支障がないようにすること。
 - ロ あらかじめ利用者に対し当該サービスが支援費の対象とならないサービスであることを説明し、同意を得ること。
 - ハ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
 - ニ 会計が指定居宅介護の事業の会計と区分されていること。
 - ホ 利用者間の公平性に留意し、サービスの利用料は支援費単価と不合理な差額が生じないようにする必要があること。
- 等に留意の上、上乗せサービスを提供することは差し支えない。

(問71) 居宅介護の内容変更やデイサービスの実施類型変更については、運営規程の変更届をすればよいか。

お見込みのとおり

(問72) 指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合に置くべき従業者の要件として、主として障害者に係る指定居宅介護の事業に従事する居宅介護従業者を1人以上置くこととされているが、「主として」の時間的な目安はあるか。また、この考え方については、指定を行う県の判断で構わないのか。

介護保険法上の指定訪問介護事業者が、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の各法による指定居宅介護の事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、各法上の指定基準を満たしているも

のと判断し、各法上の指定を行って差し支えないものとするとしている。

(問73) 居宅介護のうち、専ら日常生活支援に該当するサービスの提供を行う事業者としての指定は認められるのか。可能な場合、通常的身體介護・家事援助に該当するサービスの提供を求められた場合に、提供を拒否することは、応諾義務違反とはならないか。

専ら日常生活支援に該当するサービスの提供を行う事業者としての指定も認められる。平成14年8月Q&Aの49を参考とされたい。なお、その場合は、通常的身體介護・家事援助に該当するサービスの提供を行わないことも応諾義務違反とはならない。

(問74) ヘルパーとして看護師や施設の介護職員は対象となるか。

介護保険と同様の取扱いとする方向で検討しているが、詳細はおってお知らせすることとしている。

(問75) 居宅介護事業所におくべきサービス提供責任者について、看護師も認められるか。

可能とする方向で検討することとしている。

(問76) 指定居宅介護事業者の指定申請の際、従業者がホームヘルパーとしての資格要件(資格、実務経験)を満たしているかどうか確認しているが、当該事業者が外出時における移動の介護を行うためには、従業者が視覚障害者(児)や全身性障害者のガイドヘルパーの資格要件を有しているか確認が必要となるのか。

また、移動の介護のみを行う指定居宅介護事業者のサービス提供責任者は、ホームヘルパー1～3級としての資格が必要とはならないと理解して良いか。

指定申請の際に確認する必要がある。なお、移動の介護を行うためには、都

道府県知事から移動の介護を行う指定居宅介護事業者として指定を受ける必要があり、移動の介護に従事する居宅介護従業者は、移動の介護に係る障害の種類ごとの研修課程（視覚障害者（児）、全身性障害者）をそれぞれ修了している必要がある。ただし、制度の施行前までに障害種別ごとの移動の介護に従事した経験を有する者については、都道府県知事から当該移動の介護に係る必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受ければ、研修を受講していなくとも良いこととしている。

また、移動の介護のみを行う指定居宅介護事業者のサービス提供責任者については、おみこみのとおり。

（問 7 7）ア 基準該当居宅介護事業所として居宅介護のうち外出時における移動の介護のみの実施は可能か。

イ また、基準該当居宅介護事業所としての基準上、3人以上の従業者とそのうちから1名をサービス提供責任者として配置する必要があり、この従業者3人ともにホームヘルパーとしての資格が必要であるのか。

ア 移動の介護のみの実施も可能である。

イ お見込みのとおり。居宅介護従業者としての要件については、指定居宅介護事業者の場合と同様である。

（問 7 8）介護保険の指定訪問介護事業者のサービス提供責任者は、指定居宅介護のサービス提供責任者の業務を兼ねることができることとされているが、基準該当居宅介護事業所のサービス提供責任者の業務についても兼務が可能か。

可能である。

（問 7 9）居宅介護の事業におけるサービス提供責任者の資格要件について、「平成14年度末に介護福祉士の資格取得見込み者」は、試験の合格をもって有資格者として扱うことは可能か。可能とする場合、合否結果通知書等で確認すれば良いか。

試験の合格をもって有資格者として扱うことは可能であるが、登録証で確認する必要がある。

(2) デイサービスについて

(問 8 0) デイサービス事業について、通常の実施地域外からの送迎を行った場合、実施地域を超えた部分の交通費（ガソリン代）の負担を利用者に求めることができるか。
また短期入所についてはどうか。

通常の実施地域を超える分についての送迎に係る費用の負担を利用者に求めることは可能である。

短期入所についても同様である。

(問 8 1) 児童デイサービスについて、「ことばの教室」ということで現在障害児通園（デイサービス）事業を実施しているが、このような特色をもって事業者指定を受けることは可能か。

指定基準を満たす必要があるが、特色として運営規程に記載することは差し支えない。

(問 8 2) 送迎サービス加算は、送迎サービスに係る人件費等に充てられる加算であり、ガソリン代はこの加算額に含まれないと考えて、利用者から徴収して良いか。

送迎サービスについては、ガソリン代は支援費に含まれているため徴収することはできない。

(問 8 3) デイサービスについて、給食サービス加算がなされている場合でも食材料費は、特定費用として事業者側で徴収できると考えているがよいか。

お見込みのとおり。特定費用として徴収できる。

(問 8 4) デイサービスの利用定員を 15 名と定めた場合に、週 5 日全てを利用する利用者ばかりではないため、利用者数を確保するために 15 名を超えて利用者登録を行うことは可能か。

実際のデイサービスの単位あたりの提供において、利用者数が利用定員を超えない限りは、利用対象者を利用定員以上に確保することも可能である。

(問 8 5) 介護保険のデイサービスを実施している事業所等であっても、障害者のデイサービスを実施する場合には、創作的活動を行わなければならないのか。

おみこみのとおり。社会適応訓練及び創作的活動は障害者固有のサービスであり、これらの提供も必要となる。

(問 8 6) 障害者を対象にパソコン教室を実施している事業所があるが、事業者指定の申請があった場合に、指定基準を満たせばデイサービス事業者として指定可能なのか。ピアノ教室あるいは手芸教室等も同様に指定可能なのか。

あらかじめ、単一メニューの実施に限定してデイサービスを実施することは、指定基準を満たしているとは言えないため、指定できない。

(問 8 7) 専ら創作的活動を行う身体障害者デイサービス事業所の指定基準について、
ア 従業者の員数は、利用者が 15 人までの場合、指導員が 1 名以上いれば良いのか。
イ 設備については、日常生活訓練室と社会適応訓練室は必要ないと理解してよいか。(作業室のみでよいか。)

ア 当該事業については、「介護職員を置かないことができる」とされているだけであり、介護職員を置かない場合は、指導員が 2 名以上必要となるものである。

イ 当該事業においても、指導、訓練を行うことにかわりはないため、日常生活訓練室や社会適応訓練室も必要である。なお、サービスの提供に支障がなければ、部屋を兼ねることも可能である。

(問 88) 送迎サービスは他の団体・業者に委託できるのか教示されたい。

デイサービスにおける送迎は、委託することが可能である。
なお、短期入所についても同様である。

(問 89) 身体障害者及び知的障害者のデイサービスについて、デイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、給食加算をすることになっているが、デイサービス計画表の参考様式は示されるのか。

お示しする予定はない。事業者において作成されたもので差し支えない。

(問 90) 支援費制度の身体障害者、知的障害者デイサービスではサービスの所要時間が4時間未満又は4時間以上で異なる単価が設定されているが、従来趣旨と同様に適切な指導体制が確保されていれば、4時間未満の場合であっても、1単位の時間数に下限はないものと解釈してよいか。例えば、1時間を1単位とし、1日のうちに複数回実施できるものと解釈して良いか。

身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービスについては、支援費基準が4時間を単位として設定されていることに留意するとともに、支援費支給の対象となるデイサービスとして適切な時間数で単位設定をする必要がある。

(3) 短期入所について

(問 9 1) 短期入所の利用対象者について

ア 児童短期入所事業は、本体施設の種別により、受け入れ可能な障害の別を明確にして良いか。

また、重症心身障害児施設や医療機関が行う児童短期入所及び知的障害者短期入所は、専ら重症心身障害児のみを受け入れることとしてよいか。

イ 知的障害者更生施設が、児童短期入所の指定を受けた場合に児童指導員又は保育士がいないことをもって受け入れを拒否することはできないとされたが、本体施設の入所者の障害特性と幼児の処遇を勘案したうえで、市町村と協議の上、他の適当な施設等を紹介すること等の取り扱いは可能か。

ア 障害種別で受け入れ対象者を優先することも差し支えないが、空きがある場合には、他の利用者が利用できるよう配慮されたい。

イ 利用申込者と合意の上、他の適当な施設を紹介することは可能である。
なお、このような場合には、市町村におけるあっせん、調整及び利用の要請が期待される。

(問 9 2) 施設入所者の入院期間中に、空きベッドを短期入所のベッドとして使用することは可能か。

可能であるが、入所者が施設に戻ってくる場合に支障が生じないように十分配慮して行う必要がある。

(問 9 3) 知的障害児施設や知的障害者施設等の施設が児童短期入所事業者となった場合においては、専門人員体制や施設の構造上、盲・聾児重症心身障害児等の受け入れが困難な場合が考えられるが、このような場合はサービスの提供を拒むことができる正当な理由に該当するか。

知的障害児（者）施設等において指定児童短期入所を実施する場合、視聴覚障害児や重症心身障害児等に対し、自ら適切な指定短期入所を提供することが

困難な場合には、サービスの提供を拒むことがやむを得ない正当な理由に該当する場合もあると考えられる。

(問 9 4) 支援費制度移行後において介護者あるいは保護者等の訓練的理由をもって短期入所を利用することはできるか。可能な場合、現行どおり保護者等の宿泊費や飲食物費相当額、介護実習費の実費相当分を徴収することとしてよいか。

障害者が指定短期入所の利用中に、介護を行う者に対して宿泊を含む介護実習を行うことは可能である。なお、その場合に、保護者等に係る実費については、保護者等から徴収可能である。

(問 9 5) 遷延性意識障害者が医療機関に短期入所している間に必要となった医療行為又は他の傷病に罹患し診察を行った場合の診療費は保険点数の例により算定できるものと解釈してよいか。

現行の取扱いと同様である。

(問 9 6) 指定短期入所事業者の運営規程において、「通常の送迎の実施地域」を定めることとされているが、送迎の実施は必須なのか。
また、送迎を実施する指定短期入所事業者として指定を受けた場合に、利用者からの送迎依頼を断ることはできないのか。

指定短期入所における送迎の実施は必須ではない。なお、送迎を実施する場合は、運営規程において通常の送迎の実施地域を定めることとしている。

また、利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者からの申し込みに対して、正当な理由がない限り送迎の実施を拒むことはできない。

(4) グループホームについて

(問 9 7) グループホームについて、
同一敷地内又は道路を隔てて居室が 2 棟にまたがる場合に、指定して
差し支えないか。

世話人が迅速に対応可能であって、入居者が円滑に設備を利用できるなど各棟が隣接して一体の事業所と見られる場合には指定地域生活援助事業所として指定して差し支えない。

(5) 施設について

(問 9 8) 現在認められている定員外措置の扱いは、支援費制度移行後どうなるか。また、認められる場合、定員を超える入所者についても通常の支援費が支給されると考えてよいか。

定員外措置の扱いについては、現行の取扱いと同様とすることとしている。なお、現在措置されている者については、みなし支給決定の対象者として取り扱って差し支えない。

(問 9 9) 知的障害者通所更生施設及び知的障害者通所授産施設に「保健師又は看護師」を必置とする旨平成 1 4 年 8 月 Q & A の 6 5 で示されているが取扱いに変わりはないか。

現行の最低基準第 1 1 条第 1 項及び第 2 1 条第 1 項において、「保健師又は看護師を置かないことができる」としていることを踏まえ、指定基準上の「保健師又は看護師」規定を削除することにより、現行と同様に「保健師又は看護師」を必置職員とはしないこととする。

(問100) 平成14年1月10日会議資料では、知的障害者の入所施設における理美容代は、施設支援とは関係のない費用として入所者が負担するものとして示されているが、現行措置費上の扱いでは、通常の理容代は措置費に含まれるものと解釈している。支援費移行後は、この取り扱いが変わり、理美容代については、通常の理容代も含めて利用者から徴収することができることとなるのか。

知的障害者の入所施設においては、通常の理容代は支援費に含まれることとなるので、従来どおり徴収することはできない。なお、本人が希望する特別な理美容(パーマ代など)に係る費用については、徴収して差し支えない。

なお、入所者に費用の負担を求めることができるものについては、別途お示しすることとしている。

(問101) 障害の程度に応じて必要な職員を置くことを別途通知するとあったが、具体的人数が示されるのか教示されたい。

また、事務員・調理員の具体的人数があるのか。ないとすれば、施設の任意となるのか教示されたい。

障害程度区分に応じた人員配置については、取扱いを検討中であり、別途お示しすることとしている。

事務員、調理員については、最低基準上明確な数字をお示しする予定はないが施設サービスを提供するにあたって必要な職員数を配置されたい。

(問102) 指定身体障害者療護施設に置くべき理学療法士又は作業療法士の数については、常勤換算方法で一以上とされているが、これらの職種が不足しているためただちに必要数を確保することが困難である。経過措置を設けていただきたい。

当面の間、理学療法士に替え、マッサージ師を配置することは差し支えないものとする。

(問103) 施設入所者が通院する場合、個人的な事由によるものとして交通費は本人負担となるのか。また、自力でいけない場合、施設職員が付き添った場合、付き添いの職員の交通費の負担はいずれがすべきか。

原則として、通院のための費用については、本人分も含め支援費に含まれているため、徴収することはできない。

(6) その他

(問104) みなし指定施設についても、指定を行った旨の通知を行う必要があると考えるが、平成15年4月1日付けで行うべきか。もしくは「指定予告通知書」のようなかたちで、あらかじめ(3月中)通知を行っても差し支えないか。

通知を行う必要はないが、各都道府県等の判断により通知を行って差し支えない。

(問105) 事業所の指定申請は、各法律のサービスの種類ごとに申請しなければならないと事務処理要領で規定されているが、身障、知障、児童の三法全てに基づき居宅介護を提供する場合、申請書類は3部必要か、1部でまとめても構わないか。

事業者の指定は、各法律のサービスの種類ごと、事業所ごとに行うものである。なお、申請書類の提出方法等については、様式例を参考として、各都道府県等において判断して差し支えない。

(問106) 事業所の指定申請は、各法律のサービスの種類ごとに申請しなければならないと事務処理要領で規定されているが、身障施設が身障の短期入所を行う場合、申請書類は2部必要か、1部でまとめても構わないか。

また、事業者番号はサービスコードを変えるだけで、11桁は同じ番号を採って良いのか、サービスの種類が違うので11桁も別番号とするのか。

申請書類の提出方法は、各都道府県等の判断により適宜取り扱って差し支えない。

事業者番号については、1事業所1番号であり、11桁まで同じ番号でも差し支えない。

(問107) デイサービスにおいて、送迎中や事業実施中の事故に備えて、保険に加入している場合、その保険料の負担は利用者・事業者いずれが負担すべきか。

サービス提供中の事故発生に備えた保険に係る費用について、事業者が負担すべきものである。

(問108) 事業者が、利用者負担額の徴収方法として、口座引き落としの方法を採用することは構わないのか。

また、その場合、引き落とし手数料は、利用者、事業者いずれの負担とすべきか。

利用者負担額の徴収方法として、利用者との合意の上で口座引き落としの方法を用いることは差し支えない。なお、口座引き落としに係る手数料については、事業者側が負担すべきものと考えられる。

(問109) 現在、国立病院において短期入所を行っているが、指定申請の手続きについては他の事業者と同様になると考えて良いか。

国立病院についても、申請・指定手続きが必要となる。定款、寄附行為等の国立病院として定めることとされていない事項に係る書類の提出は不要である。また、協力医療機関との契約も同様に不要である。

(問 1 1 0) 各事業者・施設においては運営基準において、配置されている職員の職種・員数を記述することとされているが、指定基準上の人員数を確保している場合については、員数を「 人(指定基準上の最低基準数)以上」という記述にすることは問題あるか。

運営規程に記載する施設の従業者の職種及び員数は、実数を記載するものであり、「 人以上」といった記載の仕方は認められない。

4 利用者負担に関すること

(問 1 1 1) 月途中の入退所時の利用者負担はどの様になるのか。

日割り計算により次の算式により算定した額(100円未満切り捨て)とする。

$$\text{入所・通所：利用者負担基準月額} \times \frac{\text{当該月の入所・通所日から(退所日まで)の日数}}{\text{当該月の実日数}}$$

(問 1 1 2) 利用者本人が入院した場合の利用者負担額は、利用者本人分及び扶養義務者分それぞれ日割り計算をすることとなるのか。

お見込みのとおり。

(問 1 1 3) 複数の者の主たる扶養義務者になった場合、現行では減免措置があるが支援費制度においてはどうなるのか。

同一の者が、支援費制度上の二人以上の利用者の主たる扶養義務者となる場合には、扶養義務者の利用者負担月額が一番高い者の分を負担することとし、それ以外は減免することとする。

なお、その際の居宅サービスについては、その月の使用量により月額に差があることから、既にサービスを利用している者については利用者負担額を算定する月の、新たに支給決定を受けようとする者は最初の月の支給量を基に利用者負担月額を推計して算定することとする。

(問 1 1 4) 夫婦共に障害者である場合に双方がそれぞれ支援費のサービスを利用する場合相互に扶養義務者となり利用者負担額支払いの対象となるのか。

夫婦のみの世帯及び親一人子一人の世帯で共に支給決定を受けている場合は

相互に扶養義務者とはならず、それぞれ本人分のみ支払う。

(問 1 1 5) 利用者が支給決定期間中に 20 歳になった場合の主たる扶養義務者の見直しはいつの時点でおこなうのか。

また、準備支給決定後、支援費制度施行までの間に 20 歳に達する場合は平成 15 年 4 月 1 日現在の年齢により決定することとしてよいか。

月の途中で 20 歳になった場合は翌月から見直す。

また、制度施行前に支給決定する場合はお見込みのとおり。

(問 1 1 6) 現行、施設入所の利用者負担額を算定する場合、「所得税額」とは、配当控除、外国税額控除、及び住宅借入金等特別控除を適用しないものとされてきたが、支援費制度においては同様の扱いとしてよいか。

施設、居宅共に従来と同様の取扱いとなる。

(問 1 1 7) 暫定措置に係る入所期間の算定について次の取扱い如何。

(1) 支援費制度施行以前の入所期間も含まれるのか。

(2) 施設種別に変更があった場合(更生施設 授産施設)
(授産施設 通勤寮)

(3) 同一種別で施設に変更があった場合(A 施設 B 施設)

(4) 一度退所し再び同一種別の施設に入所した場合

(5) 一度退所し再び異なる種別の施設に入所した場合

(1) ~ (5) 全てにおいて通算する。

(問 1 1 8) 利用者負担額が支援費基準により算定した額になる場合があるが、この場合における支援費基準により算定された額には各種加算も含むのか。

各種加算も含めて算定する。

(問 1 1 9) デイサービスの半日利用の場合の利用者負担額は 1 日当たりの負担基準額に $1/2$ を乗じて得た額でよいのか。

また、宿泊を伴わない短期入所(知的障害者・障害児)の場合の利用者負担額は、支援費の算定と同様に 1 日当たりの負担基準額に $1/4$ 、 $2/4$ 、 $3/4$ を乗じて得た額でよいのか。

お見込みのとおり。ただし、児童デイサービスは利用時間に関わらず、1 日当たりの基準額にて算定する。

なお、算出した額に端数が生じた場合は 10 円未満切り捨てとする。

(問 1 2 0) 居宅介護で 1 名の利用者に対し 2 名のヘルパーを派遣した場合の利用者負担額はどのように算定するのか。

同時に 2 人の従業者が 1 人の利用者に対してサービスを提供した際の利用者負担は、2 名分算定する。

(問 1 2 1) 居宅支援における利用者負担の上限管理について様式第 3 3 号及びその事務処理について取扱いが示されたが、自治体独自の管理方法で上限管理してもかまわないのでしょうか。

先般お示しした上限管理の手法は参考例であり、各自治体独自の方法で管理していただいても差し支えない。